

柏崎市鯨波産業団地整備基本構想策定業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

令和5年（2023年）10月
柏崎市 産業振興部 ものづくり振興課

1 業務の目的

本業務は、本市における企業立地の新たな受け皿として、令和4年度（2022年度）実施の企業立地適地調査結果を踏まえ、鯨波地内の該当地に「（仮称）柏崎市鯨波産業団地」を造成するため、開発予定地の現況把握及び開発の基本方針等をまとめ、産業団地造成に向けた基本構想を策定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 柏崎市鯨波産業団地整備基本構想策定業務委託
- (2) 業務内容 柏崎市鯨波産業団地整備に係る基本構想策定業務等
- (3) 履行期限 令和6年（2024年）7月31日
- (4) 提案限度額 11,294,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者又は二者以内の事業者で構成する共同体（以下「共同体」という。）とする。ただし、共同体が本プロポーザルに参加する場合、次の(8)の要件については、当該共同体を構成する事業者のうち一者が該当すれば足りるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加意向申出書提出期限から契約締結までの間に柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領の規定による停止措置を受けていないこと。
- (3) 本プロポーザルの参加意向申出書提出時点において、令和5年度（2023年度）及び令和6年度（2024年度）柏崎市建設コンサルタント入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に

規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更正計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）別表の「都市計画及び地方計画部門」の認定を受けていること。

(9) 地方公共団体において産業用地、工業団地整備等の基本計画、基本設計若しくは実施設計に類する業務の完了実績を有していること。

4 参加者等に係る制限事項

(1) 単独で応募する者は共同体の構成員となることはできない。また、各構成員は、他の共同体の構成員になることはできない。

(2) 次に掲げる事項に該当する者は、本プロポーザル参加の担当者及び協

力者等の関係者になることはできない。

ア 柏崎市鯨波産業団地整備基本構想策定業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員及びその家族

イ 選定委員会事務局関係者及びその家族

ウ 選定委員会委員及び選定委員会事務局関係者並びにその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者

5 受託候補者を特定するための評価基準

(1) 参加表明者の経験及び能力

(2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績

(3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

(4) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他

業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性

(5) 特定テーマに関する技術提案

6 担当部署及び問合せ先

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市産業振興部ものづくり振興課政策係

電話番号 0257-21-2326

ファクス番号 0257-22-5904

メールアドレス monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp

7 プロポーザル実施日程

内容	実施日又は期限
公募開始の公告 (実施要項等の配布)	令和5年(2023年)10月2日(月)
質問書の受付	令和5年(2023年)10月4日(水) 午後5時15分まで

質問に対する回答	令和5年(2023年)10月6日(金)
参加意向申出書の提出	令和5年(2023年)10月11日(水) 午後5時15分まで
参加資格及び客観評価の審査	令和5年(2023年)10月12日(木)
技術提案書の提出要請	令和5年(2023年)10月13日(金)
技術提案書に関する質問書の受付	令和5年(2023年)10月20日(金) 午後5時15分まで
技術提案書に関する質問に対する回答	令和5年(2023年)10月24日(火)
技術提案書の提出期限	令和5年(2023年)10月27日(金) 午後5時15分まで
技術提案書の審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和5年(2023年)11月2日(木)
評価結果の通知、受託候補者の特定通知	令和5年(2023年)11月6日(月)
契約締結	令和5年(2023年)11月10日(金) ※予定

8 質問及び回答

(1) 提出期限

ア 参加意向申出書に関する質問書の提出

令和5年(2023年)10月4日(水) 午後5時15分必着

イ 技術提案書に関する質問書の提出

令和5年(2023年)10月20日(金) 午後5時15分必着

(2) 提出方法

電子メール、ファクス又は郵送で担当部署に提出するとともに電話による連絡を要す。

(3) 提出様式 指定様式(別記第18号様式)を用いること。

(4) 質問に対する回答

ア 参加意向申出書に関する質問に対する回答

令和 5 年（2023 年）10 月 6 日（金）に、市ホームページに掲載する。

イ 技術提案書に関する質問に対する回答

令和 5 年（2023 年）10 月 24 日（火）まで随時、市ホームページに掲載する。

9 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

ア 単独企業

- (ア) 参加意向申出書（別記第 1 号様式）
- (イ) 予定管理技術者の経歴等（別記第 3 号様式）
- (ウ) 予定管理技術者の同種又は類似業務経歴（別記第 4 号様式）
- (エ) 業務実施体制（別記第 5 号様式）
- (オ) 企業の平成 25 年度（2013 年度）以降の同種又は類似業務実績（別記第 6 号様式）
- (カ) 令和 5 年度（2023 年度）・令和 6 年度（2024 年度）柏崎市建設コンサルタント入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）（別記第 7 号様式）
- (キ) 企業の令和元年度（2019 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までの優良業務表彰の実績（別記第 8 号様式）

イ 共同体

- (ア) 参加意向申出書（別記第 2 号様式）
- (イ) 9(1)ア(イ)～(キ)に掲げる書類

(2) 提出書類の作成方法

柏崎市鯨波産業団地整備基本構想策定業務説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 提出方法

ア 提出部数 正本 1 部 副本 1 2 部

イ 持参する場合

提出期限まで（新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の各日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出すること。

ウ 郵送する場合

休日（新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例３１号）第１条第１項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く、提出期限までの各日午前８時３０分から午後５時１５分までに提出すること。

(4) 提出期限

令和５年（２０２３年）１０月１１日（水）午後５時１５分まで

1 0 参加資格及び客観評価の審査

参加資格の審査は「２ 参加資格」に適合するかを客観的に審査し、適合した参加表明者に対して、技術提案書の提出を要請する。

1 1 技術提案書提出者の選定結果通知及び技術提案書の提出要請説明書による。

1 2 技術提案書の提出

(1) 提出書類

ア 単独企業

- (ア) 技術提案書（別記第９号様式）
- (イ) 業務実施体制（別記第５号様式）
- (ウ) 予定担当技術者の経歴等（別記第１３号様式）
- (エ) 予定照査技術者の経歴等（別記第１１号様式）
- (オ) 予定担当技術者の同種又は類似業務経歴（別記第１４号様式）
- (カ) 予定照査技術者の同種又は類似業務経歴（別記第１２号様式）
- (キ) 業務実施方針等（別記第１５号様式）
- (ク) 評価テーマに対する技術提案（別記第１６号様式）
- (ケ) 見積書（別記第１７号様式）
- (コ) 見積内訳書（任意様式）

イ 共同体

- (ア) 技術提案書（別記第１０号様式）
- (イ) 1 2 (1) ア（イ）～（コ）

(2) 提出書類の作成方法

説明書による。

(3) 提出方法

ア 提出部数 正本 1 部 副本 8 部

イ 持参する場合

休日を除く、提出期限までの各日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までに提出すること。

ウ 郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「柏崎市鯨波産業団地整備基本構想策定業務委託公募型プロポーザル提案書等在中」と朱書きすること。

(4) 提出期限

令和 5 年（2023 年）10 月 27 日（金）午後 5 時 1 5 分必着

(5) 提案資格の喪失等

提案書等の提出を求めた者がその後、次に掲げるいずれかに該当することとなった場合は、本プロポーザルの参加資格を失うこととなる。また、既に提案書等を提出している場合には、当該提案書等は無効とする。

ア 3 で示す参加資格を満たさないこととなった場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 提案書等が提出期限を経過して提出された場合

エ 9 (3) 及び 1 2 (3) で示す以外の方法で提案書等を提出した場合

オ 本プロポーザルの関係者に故意に接触を求めた場合

カ 本プロポーザルの公平性を害する行為があった場合

1 3 受託候補者の特定

選定委員会において審査等を実施した結果、各委員による評価点の合計が最高である者を受託候補者（最優秀提案者）として特定する。また、次点者を優秀提案者として特定する。ただし、本プロポーザルにおける要求水準（得点率 60%）を満たす提案がなかった場合には、受託候補者及び優秀提案者の特定は行わない。各委員による評価点の合計が最高である者が複数いる場合は、選定委員会の合議により受託候補者及び優秀提案者を決定する。

1 4 技術提案書の審査及び評価結果の通知、受託候補者の特定通知

説明書による。

1 5 契約の締結

- (1) 契約書を取り交わすものとし、受託候補者との間で調整を行い、協議が調った場合に契約を締結する。契約締結に要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 受託候補者との契約締結に向けた協議において、不調となった場合は、優秀提案者を受託候補者として特定し協議を行うこととする。
- (3) 受託者は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納めること。ただし、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）第144条第4項の規定のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

1 6 その他

- (1) 参加意向申出書のほか、本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類及び提案書等は、返却しない。
- (3) 柏崎市が必要と認める場合は、提出された提案書等を無償で使用できることとする。ただし、使用に当たっては、提案者の承諾を要す。
- (4) 参加者が二者の場合、本プロポーザル終了後の結果公表において、次順位者の得点は公表しない。
- (5) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する場合がある。
- (6) 提出を要請した必要書類以外のものは、一切受理しない。また、提出後の差し替え又は記載内容の変更は認めない。
- (7) この要領に定めのない事項については、新潟県柏崎市プロポーザル方式実施取扱要綱、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）等の関連する法令、規則及び通知の定めるところによる。
- (8) 詳細は説明書による。
- (9) この要領に定めるもののほかは、選定委員会において決定する。